

入学前の既修得単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学学則第23条に定める入学前（編入学を含む。以下同じ。）の既修得単位の認定に関して、認定の基準及び手続等、必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 編入学した者については、共通教育科目の「フレッシュマン・ゼミ」の単位は、既修得単位に係る授業科目の内容にかかわらず、本学で修得したものとみなして認定する。

2 編入学した者に係る既修得単位のうち、本学で修得したものとみなされた授業科目の単位以外の単位については、学則第23条第3項に定める単位数を超えない範囲で、学則別表1の備考欄に定める卒業要件単位内訳の「その他」の単位として一括して認定することができる。

3 既修得単位の認定により、本学で単位修得したものとみなされた授業科目は、再度履修することはできない。

(認定手続)

第3条 既修得単位の認定に当たっては、教授会の審議に先立ち、学務・入試委員会において既修得単位に係る授業科目と本学の同等授業科目の内容照査を行い、認定案を作成するものとする。

(認定時期)

第4条 既修得単位の認定は、原則として、入学時に限って行うこととし、当該認定を受けようとする者は、所定の期日までに申請しなければならない。

(申請書類)

第5条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書（別紙様式）
- (2) 既修得単位認定に係る成績証明書
- (3) 既修得単位認定に係る授業科目の内容を示す書類（講義概要の写し等）
- (4) その他大学が求める書類

(成績評定の取扱い)

第6条 本学で単位修得したものと認定した授業科目（第2条第2項により一括して認定された単位を含む。）の成績評定は、学則第17条第3項の規定にかかわらず、一律に「認定」として取り扱う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関して必要な細目は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年11月20日から施行する。
- 2 平成27年度に編入学する者については、第2条第1項中、「フレッシュマン・ゼミ」とあるのは、「フレッシュマンゼミⅠ」及び「フレッシュマンゼミⅡ」と読み替えて同項を適用するものとする。

別紙様式（第5条関係）

既修得単位認定申請書

年 月 日

九州ルーテル学院大学長 様

学部・学科名 _____

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____ 印 _____

学則第23条の規定に基づき、下記の授業科目について既修得単位の認定を受けたいので、必要書類を添え申請します。

記

他大学等において修得した授業科目・単位		認定を受けようとする本学の 授業科目・単位		備 考
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	

単位を修得した大学等 _____

単位を修得した時期 _____ 年 月 から _____ 年 月 まで